

令和8年6月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和8年6月11日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 水 野 伸 明 君	財 政 課 長 鈴 木 和 幸 君
情 報 政 策 課 長 篠 宮 寛 敬 君	消 防 防 災 課 長 栗 原 幸 雄 君
税 務 課 長 小野寺 千 枝 君	市 民 課 長 田 中 めぐみ 君
高 齢 者 支 援 課 長 松 本 里 奈 君	福 祉 課 長 吉 田 智 絵 君
こども未来応援課長 土 馬 健太郎 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
都 市 建 設 課 長 佐 近 久 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	会 計 課 長 生 貫 栄 一 君
学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君	生 涯 学 習 課 長 渡 邊 友 人 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡 邊 弘 則 君	議 会 係 長 忍 足 篤 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案、請願、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第28号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算

議案第32号 動産の買入れについて

請願第1号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
(産業厚生常任委員長)

議案第27号 勝浦市海業推進基金条例の制定について

議案第30号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算

陳情第3号 mRNAワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業中止の意見書
提出を求める陳情

陳情第4号 八幡岬公園の再生復活整備に関する陳情

第2 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 国における令和9年度教育予算拡充に関する意見書について

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

第4 報告

報告第2号 令和7年度勝浦市一般会計継続費繰越計算書について

報告第3号 令和7年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 令和7年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第5号 専決処分の報告について

開 議

令和8年6月11日(木) 午前10時開議

○議長(戸坂健一君) おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立をいたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案、請願、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(戸坂健一君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第28号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算、議案第32号 動産の買入れについて、請願第1号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持

に関する意見書」採択に関する請願、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。渡辺総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 渡辺ヒロ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（渡辺ヒロ子君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月9日、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第28号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算、議案第32号 動産の買入れについて、以上4件につきまして、いずれも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願につきましては、いずれも全員賛成で採択と決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長報告を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのですが、発言通告はありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。会議規則により、いずれのボタンも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなされますので、御注意を願います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第29号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決につきましては、産業厚生常任委員会にも付託しておりますので、産業厚生常任委員長の報告後に採決をいたします。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第32号 動産の買入れについてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、請願第1号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、請願第1号は、採択と決しました。

○議長（戸坂健一君） 次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、請願第2号は、採択と決しました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第27号 勝浦市海業推進基金条例の制定について、議案第30号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算、陳情第3号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情、陳情第4号 八幡岬公園の再生復活整備に関する陳情、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。狩野産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 狩野光一君登壇〕

○産業厚生常任委員長（狩野光一君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告します。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月9日、委員会を開催し、執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果については、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第27号 勝浦市海業推進基金条例の制定について、議案第30号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件につきまして、いずれも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、陳情第3号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情につきましては、審査を行った結果、賛成者なしで不採択と決定いたしました。

また、陳情第4号 八幡岬公園の再生復活整備に関する陳情につきましては、審査を行った結果、賛成多数で採択と決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、発言通告は

ありませんでした。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第27号 勝浦市海業推進基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第30号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する産業厚生常任委員長及び総務文教常任委員長の報告は可決であります。

採決は、電子表決システムにより行います。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（戸坂健一君） 日程第2、諮問を上程いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和8年9月30日で人権擁護委員、西川辯雄氏の任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、再度、西川辯雄氏を委員の候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。

西川氏の経歴につきましては、議案と併せて配付しております推薦者経歴書に示したとおりであり、その人格と見識は、人権擁護委員として適任であると考えます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ発言通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（戸坂健一君） 日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第1号 国における令和9年度教育予算拡充に関する意見書について、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件を一括議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。渡辺ヒロ子議員。

〔2番 渡辺ヒロ子君登壇〕

○2番（渡辺ヒロ子君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 国における令和9年度教育予算拡充に関する意見書について及び発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第1号 国における令和9年度教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。

しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校、小中高生の自殺者の増加、さらには経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えています。

また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し、災害からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務であります。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であります。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、令和9年度に向けての予算の充実を強く要望しようとするものであります。

- 1、災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- 2、子どもたち一人一人にきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校及び公立高等学校等の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5、安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。
- 6、多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。
- 7、安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

8、GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

など、国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

次に、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯があります。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至であります。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意を御賢察の上、よろしく御審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます。

○議長（戸坂健一君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ発言通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号及び発議案第2号、以上2件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号及び発議案第2号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第1号 国における令和9年度教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（戸坂健一君） 次に、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決いたします。

賛成、反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（戸坂健一君） 日程第4、報告であります。

報告第2号 令和7年度勝浦市一般会計継続費繰越計算書について、報告第3号 令和7年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号 令和7年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第5号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました報告第2号から報告第5号までについて、申し上げます。

初めに、報告第2号 令和7年度勝浦市一般会計継続費繰越計算書についてであります。

本件は、令和7年度勝浦市一般会計予算の継続費で、勝浦中学校トイレ改修事業に係る経費6,316万5,360円を令和8年度へ繰り越すために調製した継続費繰越計算書であります。

次に、報告第3号 令和7年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

本件は、令和7年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、いすみ鉄道対策事業ほか14件に係る経費2億3,668万4,000円を令和8年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

次に、報告第4号 令和7年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。

本件は、令和7年度勝浦市一般会計予算の事故繰越しで、土木費における交通安全施設整備・管理事業のうち、転落防止柵設置工事費244万2,000円、路肩復旧事業のうち、路肩復旧工事費119万4,600円を令和8年度へ繰り越すために調製した事故繰越し繰越計算書であります。

次に、報告第5号 専決処分の報告についてであります。

本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定についてであり、去る5月15日に専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これにより御了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第2号から報告第5号までの説明を終わります。

○議長（戸坂健一君） これをもって、報告を終わります。

閉 会

○議長（戸坂健一君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和8年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時32分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第27号～議案第32号及び請願第1号～第2号、陳情第3号～第4号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第1号～第2号の総括審議
1. 報告第2号～第5号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員